

令和 8 年度

季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種のお知らせ

北広島町では、令和 8 年 10 月 1 日から、高齢者に対する季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の予防接種を行います。どちらの予防接種も、接種を受ける法律上の義務はありません。自らの意思と責任で接種を希望する場合に接種することができます。

接種を希望される方は、同封の「季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種について」を必ずお読みになり、ご理解の上接種してください。

	季節性インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症
1 対 象 者	(1) 65 歳以上の方 (昭和 36 年 12 月 31 日までに生まれた方)	(1) 65 歳以上の方 (昭和 37 年 2 月 28 日までに生まれた方)
	※どちらの予防接種も、65 歳の誕生日から接種できます。 (2) 60～64 歳で心臓・腎臓・呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な方	
2 接種期間	令和 9 年 1 月 31 日まで	令和 9 年 3 月 31 日まで
3 接種料金	1, 0 0 0 円	4, 5 0 0 円
	接種料金は、直接医療機関にお支払いください。 ※ 生活保護世帯の方は、被保護者証及び予防接種券をお持ちの上、接種前に町民保健課又は各保健センターへお越しください。申請により接種料金を免除します。	
4 接種回数	1 回	1 回
5 接種場所	広島県広域化予防接種事業に加入している医療機関で受けられます。県外や加入していない医療機関で接種される場合は、事前に町民保健課又は各保健センターにご連絡ください。 ※ 町内で接種できる医療機関を別紙に載せています。 ※ かかりつけ医で接種することをお勧めします。	
6 受 け 方	● 予約が必要な医療機関については、電話等で必ず予約をしてください。 ● 予防接種券及び予防接種予診票に黒ボールペンで必要事項を記入し、医療機関へお持ちください。 ● 文字の記入が困難な方は、代筆でもかまいません。	
7 そ の 他	● 他の予防接種を受ける場合は、定められた接種間隔を確認した上で予約してください。 ● 接種券は北広島町に住所のある方のみ使用できます。転出された場合は使用できませんのでご注意ください。転出後の予防接種については、転出先の市区町村にお問い合わせください。 ● 予防接種券及び予防接種予診票を紛失した場合は、下記へご連絡ください。	

お問合せ先

○北広島町役場 町民保健課	☎ 0826-72-7353
○芸北ホリスティックセンター	☎ 0826-35-0230
○大朝保健センター	☎ 0826-82-2211
○豊平保健福祉総合センター	☎ 0826-75-4136